

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人川上賢正の上告趣意のうち、公職選挙法一三八条一項、二三九条一項三号（平成六年法律第二号による改正前のもの）の各規定の違憲をいう点は、右各規定が憲法一条、一五条）二一条に違反しないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和四三年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく（最高裁昭和五五年（あ）第八七四号同五六年六月一五日第二小法廷判決・刑集三五巻四号二〇五頁参照）、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四〇八条により、裁判官園部逸夫の補足意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官園部逸夫の補足意見は、最高裁平成元年（あ）第八七〇号同六年一〇月一日第三小法廷判決・裁判集刑事二六四号一〇九頁における補足意見と同一であるから、ここにこれを引用する。

平成一〇年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	尾	崎	行	信
裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	元	原	利	文
裁判官	金	谷	利	廣